



令和7年度ウクライナ国家汚職対策局（NABU）捜査官及び特別汚職 対策検察（SAPO）検察官を対象とした訪日研修終了報告

1 日程及び参加者

- 令和8年2月17日（火）から同月20日（金）まで
- 参加者合計25名（NABU20名、SAPO5名）

2 研修の概要

本研修は、我が国の資金拠出によって国連薬物・犯罪事務所（UNODC）本部（ウィーン）が実施しているウクライナ向け技術支援プロジェクトに協力する形で、NABU及びSAPO向けに、①効果的な財務捜査（賄賂、犯罪収益、資金洗浄等の金の流れの追跡、特定、回復等に関する捜査）を行うための能力を強化すること、②UNODC、NABU、SAPO及び当研修所間の相互理解と信頼関係を醸成し、今後の継続的な情報交換と協力に向けたネットワークを構築することを目的として実施しました。

専門家らによる講義を通じて、効果的な財務捜査に関する日本の制度、効果的な捜査手法に関する知見を参加者に提供することができました。また、それらの実務を支えている目に見えない土台、すなわち「法遵守の文化」についても考えてもらう機会となりました。さらに、NABU及びSAPOからも自国の法制度や実務について発表が行われ、意見交換も実施しました。

3 研修の主な内容

(1) 講義

以下の講師がそれぞれ講義を行い、参加者との質疑応答に応じました。

- 三菱UFJ銀行グローバル金融犯罪対策部 次長 渡邊 慎太郎
「マネーロンダリング対策」
- 東京地方検察庁 検事 徳竹 敬一
「暗号資産モネロ（XMR）を利用したマネーロンダリング事件の訴追と犯罪収益の剥奪について」
- 警察庁刑事局捜査第二課 谷脇 康浩
「汚職事件に絡む組織的犯罪処罰法の適用について」
- 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 舘 伸一

「日本における犯罪収益対策概要について」

○警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課 平本 真樹

「マネーロンダリング事犯の現状」

○国連アジア極東犯罪防止研修所 次長 菅野 直樹

「法遵守の文化」

○アジア極東犯罪防止研修所 教官 山崎 純

「日本の汚職対策」

○アジア極東犯罪防止研修所 教官 大隣 勝友

「アジ研の概要」

(2) ウクライナ側発表

ア NABU

○ウクライナ国家汚職対策局 (NABU) デジタルフォレンジック研究捜査課長

ハルクシャ・アンドリー

○同局特殊作戦部国際法務課課長補佐 コロティロ・アナスタシア

「汚職の根絶と防止」

イ SAPO

○ウクライナ特別汚職検察手続指導・公訴・裁判所代理部門第三課長 クラヴ

ェツ・ヴィタリー

「2015年－2025年のSAPOの歩み：洞察と解決策」

4 参加者からのフィードバック等

参加者からは、本研修について、大変参考になる興味深い内容であり、今後の実務に活かしていきたい旨の好意的なフィードバックが大半を占めました。他方で、限られた時間の中で答えきれないほど多くの質問が各講師に寄せられたことから、より多くの質問時間が欲しかったとの意見もありました。

これらの建設的な意見に感謝するとともに、今後の研修内容の企画に当たって役立てていきたいと思えます。

5 主任教官の所感

腐敗対策の強化は、ウクライナにとって長年の、かつ喫緊の課題です。これは、ロシアによる侵略からの復旧・復興のためにも極めて重要です。腐敗対策の強化の中でも、捜査能力の強化は腐敗の撲滅に向けた効果が高いので特に重要です。とりわけ財務捜査 (financial investigation) は、腐敗や不正を立証する上で不可欠な手法であり、透明性と説明責任を支える根幹でもあります。しかし、実際の捜査は一筋縄ではいきません。犯罪者は当然自己の犯罪収益が捜査機関に見つからないようあらゆる手段を講じてこようとするでしょう。情報通信技術の発達や暗号資産の登場により、犯

罪収益の保管、隠匿、移転、資金洗浄の手口は極めて巧妙になってきており、捜査機関による追跡をより困難なものにしています。これに対抗するためには捜査機関側も捜査手法や技術の在り方をアップデートし続けていく必要があります、今回の研修もそのような問題意識をもとに実施したものでした。他方で、捜査手法や技術が進化したとしても、その前提となる捜査の基本的な姿勢、すなわち一切の妥協を許すことなく、一つ一つの捜査を適法に丁寧に確実にやっていくという点については、何ら揺らぐものではないことを再確認した研修でもありました。この点について、ある参加者が「日本の捜査官のように努力を怠らず精緻で正確な捜査を着実に積み重ねれば、大きな成果がいつてくると実感した。」と述べていた点は印象的でした。

また、汚職と戦い、その根絶を目指す上で、法遵守の文化を醸成するということは、制度、法律及び実務と同等に重要な視点であると改めて実感する機会となりました。政府は法律、制度、実施機関を整備する、汚職対策機関、警察、検察は法を執行する、法律の適正な執行により法や機関に対する市民の信頼が醸成される、その結果、市民は汚職に対して沈黙せず、汚職を許さない社会が形成される。このような相互作用の結果、法と制度が人々から信頼され、汚職を許さない社会的な規範が作り上げられていくことが長期的に見て重要です。もちろんこれは一朝一夕でなしえるものではありません。しかし、困難な状況の中でも汚職対策機関がその役割を果たし続けること、そして法の適正な執行を積み重ねていくこと自体が、市民の信頼を支え、法遵守の文化を根付かせる重要な力になります。今回の研修を通じて、参加者の皆様が自らの使命と責任を改めて振り返り、その重要性を再認識する機会となっていれば幸いです。

ウクライナは現在も厳しい情勢の中にあると認識しています。そのような中でも、汚職の撲滅のために日々全力で業務に従事している参加者の皆さんには心から敬意を表したいと思います。そのような厳しい状況の中、この研修が実現したことについて、関係各所の尽力にこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。主任教官として、本研修で得られた知見がウクライナにおける汚職対策の強化に資することになれば幸いです。当研修所では、引き続き、UNODCと連携し、ウクライナに対する相乗効果のある支援を行ってまいります。